

第284回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和3年12月7日(火)

於 : 県北振興局天満庁舎 2階会議室
(佐世保市)

第284回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月7日(火) 14時00分～14時50分
2. 通知年月日 令和3年12月2日
3. 公示年月日 令和3年12月2日
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 2-A 会議室 佐世保市天満町1番27号
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 中山等
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、細見課長補佐、塩田書記
上利係長(壱岐駐在)
漁業振興課 笹山課長補佐
9. 議案
 - ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第4号議案 北区第1503号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)
 - ・その他

10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

只今より、第284回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、中山委員が欠席ですが、14名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

また、議案説明のため、漁業振興課 笹山課長補佐が出席しております。

会長

(挨拶)

事務局長

それでは、以降の進行を山中会長にお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「大久保委員」と「高平委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
- ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)
- ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
- ・第4号議案 北区第1503号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更
について(諮問)
- ・その他 となっております。

それでは、審議に入ります。

第1号議案、第2号議案については、関連がありますので、一括して上程します。

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、事務局から資料説明)

○令和4管理年度(令和4年1月～令和4年12月)TAC(漁獲可能量)設定に係る変更および一部技術的な修正にかかる説明

○長崎県におけるまあじ、まいわし対馬暖流系群およびさんまに関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について説明

会長

只今、説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご意見等もないようですので、採決いたします。

初めに、第1号議案について、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第2号議案について、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、事務局から資料説明)

○本庁専決許可「小型いかつり漁業」および「小型いかつり漁業(県外)」にかかる制限措置等の公示及び許可の有効期間について説明

主な内容は、下記のとおり

・漁業時期：1月1日から12月31日まで

・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数：小型いかつり 1

小型いかつり(県外) 2

・許可の有効期間：許可日から令和4年11月3日まで

○県北振興局専決許可「三重さし網漁業」にかかる制限措置等の公示及び許可の有効期間について説明

主な内容は、下記のとおり

・漁業時期：9月13日から8月12日まで

・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数：1

・許可の有効期間：許可日から令和4年11月3日まで

※いずれも同漁業において既に許可を取得した者と有効期間満了日を合わせるため調整するもの

会長

只今、説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご意見等もないようですので、本庁許可分と県北振興局専決許可分を分けて採決いたします。

初めに、本庁許可分について、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、本庁許可の「小型いかつり漁業許可」について、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、県北振興局専決許可分について、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、県北振興局専決許可の「三重さし網漁業許可」について、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「北区第1503号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

漁業振興課

(漁業振興課から資料説明)

○当該免許主な内容は、下記のとおり

・免許番号：北区第1503号

・漁業権者：新松浦漁業協同組合

・漁業種類及び漁業の名称：第1種くろまぐろ小割式養殖業

※コロナ禍に伴う販売遅れによる養殖密度の高まり緩和のため、北区第1102号から天然種苗を移送して養殖できるよう条件変更するもの

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第4号議案について、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第4号議案「北区第1503号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして「その他」の件ですが、何か意見等ございませんか。

各委員

ありません。

会長

ほかにご意見等もないようですので、これをもちまして、第284回長崎県北部海区漁

業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 14:50

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印